

事務局担当理事に関する内規

第1章 総則

第1条 （目的）

この内規は、業務執行理事の業務分担に関する規則第3条第5項に定める事務局担当理事の職務を具体化し、その選任・任期・引き継ぎ等に関し必要な事項を定めることにより、学会運営の安定性と継続性を確保することを目的とする。

第2章 職務

第2条 （職務の範囲）

- 1 事務局担当理事は、業務執行理事の業務分担に関する規則第3条第5項に定める「学会の事務全般を掌理する」職務として、事務局スタッフの統括・会員対応・関係団体との調整・学会行事の運営調整・理事間の情報共有および会長への報告等、学会運営に必要な事務を包括的に担う。
- 2 事務局担当理事は、理事会および意思決定を要する委員会に出席する。定例報告のみを目的とする会議への出席は、事務局担当理事の判断により欠席することができる。

第3条 （体制）

- 1 事務局担当理事は複数名置くことができる。
- 2 事務局担当理事が複数名置かれる場合、筆頭理事を1名置く。
- 3 筆頭理事は、事務局担当理事の職務全般を総括する。

第3章 選任

第4条 （選任の要件）

- 1 事務局担当理事は、本学会の理事の中から選任する。
- 2 事務局担当理事として選任される者は、本学会の組織・運営について十分な知識および経験を有し、継続的に職務を遂行できる者であることが望ましい。

第5条 （選任のプロセス）

- 1 事務局担当理事の候補者は、人事委員会が選考し、理事会の決定により選任する。
- 2 次期事務局担当理事の候補者は、現任者の任期満了の少なくとも6か月前までに内定するよう努める。

第4章 任期

第6条 （任期）

- 1 事務局担当理事の任期は2年とする。ただし、通算の在任期間は6年を超えることができない。
- 2 任期は、理事会において選任が決定された日から起算する。

第7条 （再任）

- 1 事務局担当理事は、再任することができる。ただし、第6条第1項の規定により通算在任期間は6年を超えることができない。
- 2 その後の再任は、退任の年度の翌年度以降に行うことができる。
- 3 前項による再度の選任後の任期は、第6条第1項の規定を準用する。

第5章 解任・交代

第8条 （解任事由）

事務局担当理事は、次のいずれかに該当する場合、人事委員会の審議を経て理事会の決定により解任することができる。

- （一） 心身の故障により、職務の遂行が困難となったとき
- （二） 職務を怠り、または職務に関して不正行為があったとき
- （三） 本人から辞意の申し出があったとき
- （四） 理事の資格を喪失したとき

第9条 （任期途中の交代）

- 1 任期の途中で交代が生じた場合、後任者の任期は新たに第6条第1項の規定に基づき起算する。
- 2 前項の場合においても、後任者への円滑な引き継ぎに配慮するものとする。

第6章 報告

第10条 （報告）

- 1 事務局担当理事は、定期的に会長および理事会に対して事務局の運営状況を報告する。
- 2 重要な案件または緊急を要する事項が生じた場合は、速やかに会長に報告する。

第7章 附則

第11条 （施行日）

この内規は、理事会において決定された日から施行する。

第12条 （改廃）

この内規の改廃は、総務運営委員会の審議を経て、理事会の決定による。

第13条 （経過措置）

- 1 この内規の施行時点において既に事務局担当理事として在任している者については、第6条第1項の通算在任期間は施行日から起算される。

以上